

第二十四回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第十号

昭和三十一年三月九日(金曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動

本日委員館哲二君辞任につき、その補欠として北勝太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君

理事 伊能 芳雄君

森下 政一君

小林 武治君

委員 斎藤 昇君

佐野 廣君

田中 啓一君

堀 末治君

安井 謙君

若木 勝蔵君

岸 良一君

北 勝太郎君

鈴木 一君

衆議院議員 小金 義照君

政府委員 自治政務次官 早川 崇君

自治庁選挙部長 兼子 秀大君

事務局側 常任委員 福永興一郎君

会専門員

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(第二十三回国会本院提出、衆議院送付)

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。三月八日付で委員小幡治和君が辞任せられまして、新たに斎藤昇君が委員に任命せられました。本日付で委員館哲二君が辞任せられまして、新たに北勝太郎君が委員に任命せられました。

○委員長(松岡平市君) 次に公職選挙法の一部を改正する法律案(第二十三国会案第一号)衆議院修正送付案、並びにこれに關連いたします国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案を、両案同時に議題に供します。前の公職選挙法の一部を改正する法律案、この案について委員各位も御承知の通り第二十三国会におきまして、本委員会から提出いたしました法律案でございます。この法律案は皆様がよく御承知の通りの経緯で、委員会でもより本会議におきまして、衆議院では全会一致で可決いたしました。衆議院に送りました。前国会で衆議院では継続審査に付された法律案でございます。これを衆議院が修正いたしましたものが今日議題に供しておる法律案でございますが、この修正につきましましては、衆議院がこれを委員会提案といたします前に各会派が協議いたしましたし、協議の結果まとめたものを委員会案として送つたものであります。従つてこれが衆議院にお

いて修正をされるということについては、参議院の各会派の間にございしてもはなはだ残念なことである。ことに私どもの所属いたします自由民主党といひましたし、これは特に与党の責任から、あるいは最大会派の責任からせひ原案通りで衆議院も通していただきたいということについて再三お願いもいたしましたのでありますが、ついに修正される結果を見たものでございまして、このことにつきましては、委員各位の間にもいろいろこの委員会においての修正案として論議する際に御意見もおありのことかと思ひますが、もうすでに御承知のようにその間にわれわれもできるだけの努力をしたという経緯もございますし、なおまた御承知のようにこれの衆議院における議決された施行期日は三月十五日ということになつております。これを修正するといふようにせざるを得ないというような審議のいたし方をいたしますれば、この法案についてもまたいろいろなめんどろなことも起ろうかと考えますので、できれば早急な決断をいたしまして、これをどうするかということにつきましましては、本会議で三月十四日までの間に結論がつけられるように、当委員会におきましてもしかるべく御取り扱いをお願いしたいと委員長から特にお願ひ申し上げます。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないものと認めます。衆議院議員小金義照君から御説明を伺います。

○衆議院議員(小金義照君) ただいま委員長のお指名がございましたので、私から公職選挙法の一部を改正する法律案に對する衆議院における修正の点について、提案者十六名であります。その代表者として本修正点に關する趣旨を説明いたします。

修正の第一点は第八十七条の二の改正規定の次に、第八十九条第一項第一号中に改正規定を追加した点でありまして、これはすでに施行せられております国会法の改正に伴つて当然改正せらるべきものを、今回整理をいたしたのであります。すなわち現行法におきましては、公務員の立候補の制限に關しまして、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官は、制限外として在職中候補者となることのできるものとなつておりますが、衆議院におきましては、これに内閣官房副長官を加ふることとしたのであります。これは当然の整備規定でございます。整備に關する修正でございます。

修正の第二点は第二百一条の五に關する改正規定についての修正でございます。参議院におかれましては第四項の規定が新設されました御趣旨は、現行法においては一人の候補者が多数の政党その他の政治団体に重複して所属し、各政治団体にそれぞれ一人として計算せられたため、政治活動の規制が著しく阻害されたことによるものであると承知いたしておりますが、参議院原案におきましては、一の候補者は三以上の政治団体の所属候補者として計算されることはできないこととされております。二つの政治団体に限つて、重複して候補者として計算されることをお認めになる結果となつておるのであります。私もこれは本改正の趣旨は十分達せられないと考えざるを得ないのであります。本改正案が参議院において立案せられ、衆議院を通過せられた当時と今日とは、政界の情勢も一変いたしました。参議院におきましては二大政党が対立する時代となりましたので、これらのこともございまして、かたがた政治団体の政治活動の規制の趣旨を真に実現しようとするならば、一人の候補者はいかに多数の政治団体に所属している場合におきましても、すべてそのものの選択する一つの政治団体あるいは政党に限つて、所属候補者として計算されるように改むべきものであると、かく考えられるのであります。この趣旨によつてただいま参議院に回付されておる修正をいたしたのでございまして。

修正の第三点は付則第一項中の施行期日に関するものであります。すでに原案の二月一日は経過しておりますので、衆議院における審議中の過程にかんがみまして、これを三月十五日施

行というところに改めたのでございませう。

以上簡単でございますが、三点をここに御説明申し上げます。特に委員長のお言葉にありました通り、参議院は全会一致でこの改正案を通過された経過もございまして、なお参議院として一応全会一致の院議であるからというお申し出もございまして、私もいろいろの立場から研究を重ねましたが、やはり今日の政治情勢その他から考えまして、選挙運動の公正を期するという立場から所屬政党は一つよろしい、候補者は一つの政党に属して選挙運動をやった方がよろしい、こういう結論に到達したのでございませう。どうかこの趣旨をおくみ取りいただきまして御賛成賜わらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松岡平市君) ただいまの説明に対する質疑をいたします。前に、先に議題にあわせて供しました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、政府の説明を求めます。本案は昨八日全会一致をもって衆議院において可決の上、送付されたものでございませう。

○政府委員(早川崇君) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等の執行について国が負担すべき経費の基準を定め、もってその適正かつ円滑な執行を確保することを目的とするものであります。今国会において審議中の公職選挙法の一部改正案に伴いまして、この法律の改正を必要とするにいたつたのであります。

改正の内容について申し上げますと、第一点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の個人演説会告知用ポスターの制度が廃止されることに伴い、個人演説会告知用ポスターの経費に関する規定を削除することでありませう。

第二点は、候補者が使用する選挙運動用ポスターの枚数を、衆議院議員の候補者については、現行二千枚を五千枚に、参議院地方選出議員の候補者については、現行二千枚を八千枚に、参議院全国選出議員の候補者については、現行二万枚を五万枚にそれぞれ増加することに伴い、ポスターの経費の額を改訂いたそうとするものであります。

第三点は、参議院地方選出議員の選挙の期日の告示が、現行三十日前を二十五日前に行われるようになり、選挙運動の期間が短縮されることに伴い、都道府県及び市町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費を減額するため、都道府県及び市町村の事務費の額を改訂いたそうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

なお本案に対しまして衆議院において付帯決議が附せられました、その付帯決議を讀まさせていただきますかと思ひます。

選挙執行の基準経費については立

会人の日常等頗る過少であると認められる。依つて政府は速かに之が対策を講ずべきである。

右決議す。

以上が衆議院の付帯決議でございませう。

○委員長(松岡平市君) それではただいま御説明がありました公職選挙法の一部を改正する法律案の修正部分及び本案につきまして、並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきましまして、それぞれ御質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。御発言の順序でございませうが、阿法案関連いたしてございませうと同時に議題に供してございませうが、相なるべくは先の公職選挙法の一部を改正する法律案をできれば先に御質疑を願えれば大へん仕合せと思ひます。

○小林武治君 今のお話であります。国会議員の選挙の執行経費のその法律は、この参議院提案の法律案と同時に進行すべきものである、そういうふうになつておられますが、それにつきましまして私一応ここで伺つておきたいのは、選挙経費の關係であります。何か衆議院でありますか、選挙運動の方法として立会演説会を廃止するというような説がありますが、私も立会演説会の現在の性格からこれは絶対に廃止すべきものでない、こういうふうな確信をいたしておりますが、この点について衆議院側あるいは政府側の意向を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(早川崇君) ただいまの選挙法の改正は、小選挙区制に伴う選挙法改正の場合、立会演説会を廃止しようという御意見が一部にあることは事実でございませうが、政府といたしましては、立会演説会が目下廃止する法案を提出する意図は持つておりません。ただここに検討いたしましたのは、前の選挙に共産党が立会演説会という公営機関を利用いたしまして、投票日の前日までフルに宣伝をいたしまして、投票日の前々日突如として立候補者退選という事態が起りました。これは公正な公けの立会演説会によつて人を集めてた宣言をするというやり方はどうかというので、立会演説会を認める場合には、少くとも選挙のルールといたしまして、目下検討中のことは、立候補者退選は、若千五日なりあるいは一週間なり投票日より前に辞退しなければ違法である、前々日とか前日とかいう現在のやり方は選挙の公正を害するものであるというので、その改正を前提といたしまして、政府としてはそういう前提が満たされれば立会演説会は従来通りやつて差しつかえないのではないかと、こういう意向を持つておりませうが、今立会演説会を廃止するという考へは持つておられない、政府としてはそういう所存でございませう。

○小林武治君 今の点は、これは非公式かもしれないが、自民党でもその説があるということですが、現在立会演説は、候補者におきましても、また有権者におきましても、きわめて活用しておるというところ、このことは選挙の運動でありまして、このことは選挙の運動において最も効果がある。こういうふうなことをお考えになることはいいが、かりにもこれを全廃するといふようなことは世論にまったく逆行するものである、こういうふうにお考えますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 立候補者退選の場合には今でも没収という制度でありませう。

○小林武治君 一切没収をするのじやないのじやないですか。一定の期限があつて没収する。

○政府委員(兼子秀夫君) 公職選挙法の第九十三条の第二項に、「前項の規定は、公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合(第九十一条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つた場合を含む。)に、準用する。」というところになつております。九十一条の關係だけ解除されております。

で、われわれは絶対反対であるということを持に申し上げておきたいと思ひます。

なおただいま政務次官からお話がありました立候補者退選の問題でございませうが、立候補者退選をした者は一切供託金を没収する、こういうふうな方法をとられたらどうか。これについて政府はどういうふうにお考えをしておりますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 立候補者退選の場合には今でも没収という制度でありませう。

○小林武治君 一切没収をするのじやないのじやないですか。一定の期限があつて没収する。

○政府委員(兼子秀夫君) 現在全部没収ということになつております。

○小林武治君 それは除外例はなく、一たん立候補をいたしました者は、すぐその翌日辞退をしても供託金は没収と、こういうことになつておるのですか。

○政府委員(兼子秀夫君) そうなつております。

○小林武治君 第何条でございますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 九十三条であります。

○小林武治君 今の点は、もしそうなつておるならそれでけっこうであります。要するに、最近におきましては、売名その他のことで立候補をして、それからしかるべきときに辞退をする。こういう者が非常に多い。こういうことでは必要と考へますが、そういうふうになつておるなら……。

それから小金議員にお伺いいたしますが、私どもの前々申し上げるように、せっかくわれわれの方で全会一致で通つたものを衆議院で修正された。こういうことにつきましては、われわれとしてもその結果については残念に思つておるものであります。またこの問題は衆議院よりむしろ参議院の方に影響が大きい。こういうふうに考へておりますが、両方のことをこれにはよく考へ下さつてこのようにことに相なつたかどうかということをおつと伺つておきます。

○衆議院議員(小金義昭君) どもつともな御懸念の点でございます。私も衆議院並びに参議院の選挙に際して、両方の場合を考へましてこのように決定したのでございます。すなわち選挙運動のいろいろな制限が二百一条にございまして、二百一条の六の(通常選挙における政治活動の規制)、参議院の場合がこれにございまして、全国を通じて十人以上の所属候補者を持つてゐる政党については、この

いうことができる。衆議院のほうは二十五名であります。それらの点をよく比較考へいたしましたのであります。

○小林武治君 私ども承るところによれば、われわれのこの改正案では、確認団体は他の政党に所属する候補者の応援ができるというふうになつておつたと思ひますが、この点を今後これは衆議院でそういう内意があるかどうか。その点を変えて、他の一つの政党は、他の政党に所属する候補者の応援ができないようにすると、こういうふうな説があるように聞きますが、そういう事実がありますか。

○衆議院議員(小金義昭君) 候補者は、政党または政治団体に所属して、その公認を受ければその一つのだけの公認候補者となるのであります。他の政治団体からは要するに候補者としては確認されない、こういうふうな考へております。そのほかの個人演説会とか街頭演説会における援助を受けることは、これはもとより差しつかえない、こういうふうな考へております。

○小林武治君 この改正案では、他の党に所属する候補者の応援もできる。こういうふうな規定にしたと、こういうふうな思つておられますが、これは今後これを變更するというふうな意向が、たとえばわれわれのほうの参議院で申せば緑風会、そういうものがあります。が、この緑風会というものは一応政党あるいは政派として、これが他の確認団体の応援を受けることができるといふふうな規定がしてあつたと思ひますが、そういうことをできないようにするというふうな御意向があるかどうか、このことではあります。

○衆議院議員(小金義昭君) 小林さんの御質問でございますが、これは二百一条の九がたしか十になりました。今までの「当該政党その他の政治団体の所属候補者の推薦、支持」云々とありますが、これを参議院のほうの御提案で、公職の候補者に広く改められております。この点は今のところ参議院の修正案通りで参ります。

なおこれを、今小林さんがおっしゃつたように、他の政派から応援できないようにするかしなないかというふうなことは、今のところ私は問題になつていないと思つております。

○森下政一君 政府にお尋ねします。小選挙区制というものを実施しようという意図で選挙法の改正が意図されておるといふようなことですが、そのときに立会演説会のことはいま小林さんから質問があつて、政府の考へはわかりました。

連座制というものは、これは私は選挙の公正を期する意味においては今後機会あるごとに強化する必要こそあれ、これを緩和していくんかというふうなことは、選挙の公正を期するという意味からいふとよくないと思ふのです。が、その辺のことについて政府はどう考へておられますか。所信を伺いたいと思ひます。

と、当然候補者に及ぶということになります。ただ問題はもとより罪の規定がございまして、一部にはこのおとり規定も削除しようという意見もございまして、これは今後スパイを事務所にほうり込みまして、大久保留次郎さんの選挙に見られたように、本人は選挙違反覚悟でおとりをあれするといふ事態も考へられますので、この規定の削除といふものの弊害も非常に多い。ただし従来おとり規定は裁判を五審までやらなければいけません。非常に時日がかりますので、その点だけを改めようじやないか。すなわち並行してこのおとり問題は処理できるように規定を改めていこうじやないかということ、この点は政府といたしましては実施したいと考へておるのであります。今申し上げましたように連座規定はもうぎりぎりのところまでできておりますので、これ以上の連座規定の強化と申しまして、実はそれが妥当な方法が考へられませんか、今言つた程度の改正をいたしたいと考へております。

○森下政一君 ただいまの御説明はさういふふうな了承してよろしいのです。連座規定を緩和しようといふ意味じやない、こういう意図だと解釈してよいですね。

○政府委員(早川崇君) その通りでございます。もちろんおとり規定の裁判を早くやれるようにいたしますので、おとり規定を乱用して裁判を引き延ばすといふようなことはなによりに改正したい。さう考へておりますから、むしろ連座規定の強化ということには、実質上はなるのではないか、かように考へております。

○森下政一君 小金さんにお尋ねいたしますが、もう先刻御承知のように、今度御審議いただいた公職選挙法の改正は、参議院ではいろいろな立場の者がおるのだが、それが審議に当りましては互譲の精神といふものを發揮して、さうして懇談的にいろいろと逐条協議を上げて、さうしてその過程にはおのおの所属政党にも持つて歸つて、さうして他日これが可決確定して、衆議院に送られたときに、衆議院の方で修正されるというふうなことのないうちに、おのおの所属党派の衆議院側の了解を得るというふうなことで、超党派的に満場一致でものがまとまるように相當苦心を払つてまゝ上げた改正であつたわけなのであります。従いまして、今度修正されました第一点とか、第三点とかといふことについては、もとより異論があるわけじやないが、第二点ですね、これは参議院の審議過程においても相當論議し、協議を重ねて苦心をいたしたところなんです。

それが三以上といふのが二以上といふふうな修正されて、さういふことと成るんですね。これで結局、たとへば民主的な労働組合といったような団体がそれに所属するものとして、一候補者を勘定することができないといふことになつて、活発な選挙運動といふものがある意味において阻止されるというふうなところの場合、非常に遺憾なきをみだと思ひます。さう思ふのですが、これはさうせぬことには、先刻の御説明によると選挙の公正を保持することができぬといふお話があつたが、それはさういふ観点からさういふ判断をなさるのであります。

○衆議院議員(小金義昭君) 参議院の方で全会一致でお通しになったことも承知いたしております。この参議院の原案が作られたころは、私どもは自由党に属しておりました、日本民主党も別にありません、それぞれやはり一つにした方がいいかあるいは二つまで認める方がいいか、その当時から論議を重ねて参りましたが、政党の合同が行われ、政界の様子も違つていふこともありましたが、問題は政党政治を廃止せしめるという立場から、その候補者が自分の所属する政党一つでいいじゃないか、候補者としていろいろな行動をなす、また支援、援助を受けるのは一つでいいのじゃないかということに新しい党で決定したのであります。

それから二つまではいいということになると、本来の所属政党のほかにもう一つの政党からあるいは政治団体から、候補者として数えられるということになりますと、初めの三日間は第一の他の政党または政治団体、次の何日間は今度はほかのまた政治団体というふうなことになる、結局混乱をきたし、またそこらのけじめもつかないので、むしろ自分の所属政党は一つである、候補者としては何々党、何々会派から一つとして数えられる。この方が公正を期せられるであらう。こういう見解でこのように決定した次第であります。

○森下政一君 もう全く今の御説明ですと見解の相違ということになると思ふのです。それで幾ら論議してみてもしょうのないことだと私は思ふのです。ただこの改正は参議院で審議し、これを満場一致で可決いたしました当時の事情と今日と、こういうふうに変更

めなければならぬほどの懸隔があつてもつともであると思はれるし、またただいまの御説明でこういうふうによらないことには選挙の公正を期することができぬというふうには私はどうも納得しかねる。これはこの上さらにいろいろ修正者側に質疑をしてみても大した効果がないことだと思ふので、むしろ委員長のお計らいで一つ委員会を懇に参議院側の各党各派がどういう態度をとるかということについて御協議願つて、そうして結論に持つていく、これよりほかに私は方法がないと思ひますが、一つしかるべくお計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(松岡平市君) ただいま森下委員からお聞き及びの通りの御発言がございました。いづれこの法案の審議についてはただいま森下委員の御発言のような手続等も委員長はとる方法を考へておりますが、せつかく小金衆議院議員も修正点の説明のため御出席願つております。どなたか特に修正案の提出者に御質疑のおありの方がおありなら、この機会に質疑だけを済ましておいて、別に御発言もなければ小金議員に対する質疑は一応ないものと了承してよろしゅうございませうか。

○委員長(松岡平市君) なお第二の、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案について、別段の質疑があれば質疑は終了したと承してよろしゅうございませうか。ちよつと速記をとめて下さいますか。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始め、それでは別段もはや両法案について、修正案の提出者あるいは政府についてはこれ以上質疑の必要はないようございませう。森下委員の御提案になりましたように、委員会におきましては、委員全員でこの特に第一の公職選挙法の一部改正法律案につきまして、どういふふうにするかということについて、委員同士で協議をするということについて御異議ございませうか。

○委員長(松岡平市君) 御異議がなければさよう取り運びます。暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時五十三分開会
○委員長(松岡平市君) 委員会を再開いたします。ちよつと速記をとめて。

午後一時五十四分速記中止

午後二時四十一分速記開始
○委員長(松岡平市君) 速記を起して下さい。午前中に引き続いて、公職選挙法の一部を改正する法律案、並びに、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案、両案を議題に供します。

両案につきましては、ただいま速記をとめて懸議いたしました通り、一応質疑は終了したものといたしまして御異議ございませうか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めて、さよう取扱います。

地方公務員法の一部を改正する法律案、並びにただいま申しました、公職選挙法の一部を改正する法律案、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案、これらはいずれも質疑を終了いたしましたので、次回の委員会、すなわち火曜日の委員会に諮りましてそれぞれ討論、採決をいたしたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

三月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)